



福岡医発第2530号(地)

平成21年3月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

施設基準の未届け算定及び定例報告について

平成20年改定頃を契機に、未届け算定が多数発見されるに至っています。

病院は勿論、診療所におかれましても基本診療料(医科点数表の解釈平成20年版1085～1088p)・特掲診療料(1285～1289p)に関する施設基準の届出については十分自己点検され、未届けとならないよう会員への周知徹底のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、電子化加算につきましては、今年に入り県下200件近い未届け算定の可能性が発覚し福岡医発2145号(平成21年1月16日)にてご連絡申し上げておりますが、平成20年4月時点で未届けであった場合は、保険者から指摘があれば平成20年4月に遡って返還となりますのでご注意ください。

その他、施設基準定例報告を含め下記留意事項について、併せて会員への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

記

1) 入院料関連、後期高齢者診療料、在宅医療関連、冠動脈CT撮影加算、心臓MRI撮影加算でも未届けの可能性が指摘されています。

2) 在宅末期医療総合診療料(平成6年新設)は、その後平成18年、平成20年度改定を経て、在宅療養支援診療所又は病院の届出がないと在宅末期医療総合診療料の算定はできないこととなりました。ところが、在宅末期医療総合診療料の届出のある医療機関の一部(およそ120件前後)で、在宅療養支援診

療所又は病院の届出がない医療機関があるとのことです。在宅療養支援診療所又は病院の届出なく、同診療料を算定している医療機関は未届け算定となります。

3) 施設基準定例報告（届出書の記載事項について報告）を毎年7月1日現在で九州厚生局に行うこととなっておりますが、平成21年2月現在で有床診療所42件、無床診療所221件の医療機関が未だ報告をされておられません。九州厚生局から繰り返し催促の文書が発出されておりますので、迅速な対応をお願いいたします。

なお、県下各医療機関の施設基準届出受理状況（平成21年1月1日現在）は九州厚生局・指導監査課のホームページにも公開されておりますのでご確認ください。